

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成25年12月27日

【発行者名】 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水嶋 浩雅

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 山口 節一

【電話番号】 03-5208-5211

**【届出の対象とした募集
内国投資信託受益証券
に係るファンドの名称】** T O P I X ベア 上場 投信

**【届出の対象とした募集
内国投資信託受益証券
の金額】** 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年7月3日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、関係情報を新たな情報により訂正し、また記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _____ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

<訂正前>

取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれます。また、平成26年4月1日以降は、消費税率が8%となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの基本的性格

< 訂正前 >

< 前略 >

< 商品分類の定義 >

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。
特殊型 (ブル・ベア型)	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるものをいう。

< 後略 >

< 訂正後 >

< 前略 >

< 商品分類の定義 >

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

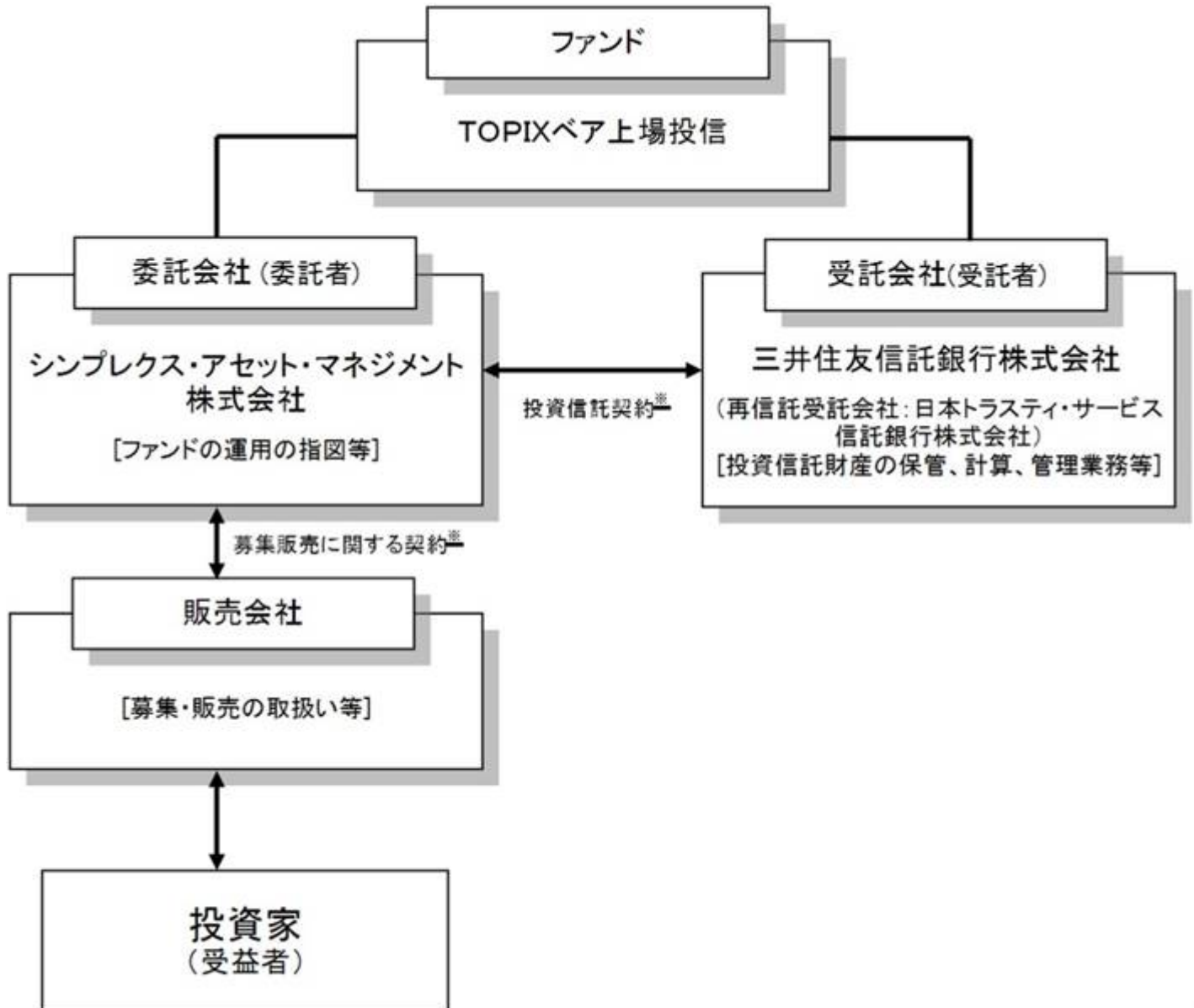
<p>インデックス型 (ブル・ベア型)</p>	<p>目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるものをいう。</p>
-----------------------------	--

< 後略 >

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

< 訂正前 >



< 中略 >

委託会社の概況

- a . 資本金（平成25年4月末日現在）
3億7千万円

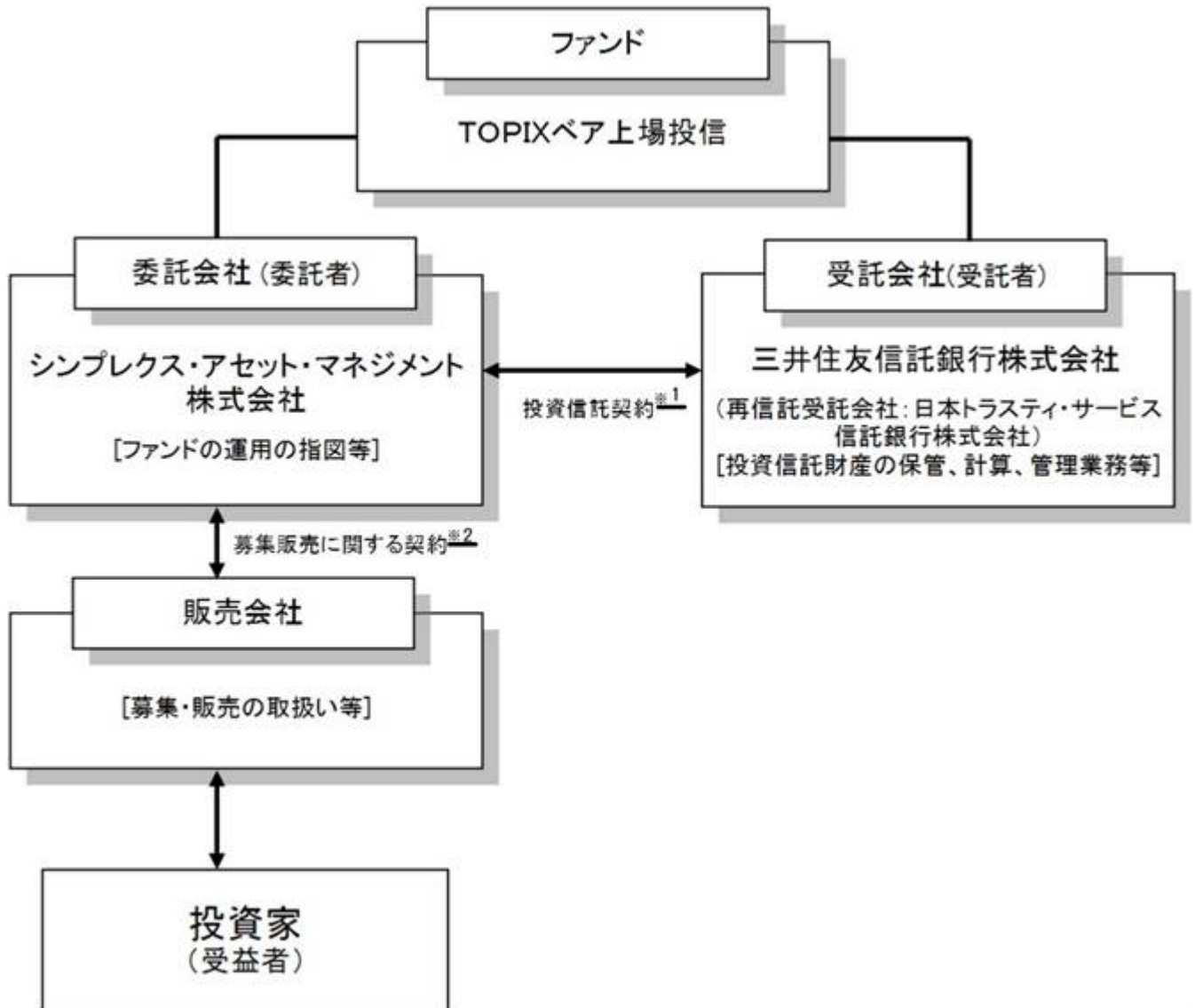
< 中略 >

- c . 大株主の状況（平成25年4月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
---------	-----	------	----

(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%
-----------------------------	-------------------	--------	------

<訂正後>



<中略>

委託会社の概況

- a. 資本金（平成25年10月末日現在）
3億7千万円

<中略>

- c. 大株主の状況（平成25年10月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

<前略>

この信託を終了することとなった場合は、上記1号および2号のような運用ができない場合があります。

< 後略 >

< 訂正後 >

< 前略 >

この信託を終了することとなった場合は、上記__および__のような運用ができない場合があります。

< 後略 >

(3) 【運用体制】

< 訂正前 >

< 前略 >

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入れに係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

ファンドの運用体制、規程等は平成25年4月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

< 訂正後 >

< 前略 >

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入れに係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）、取引執行に関する基準（店頭デリバティブ取引）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

ファンドの運用体制、規程等は平成25年10月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(3) 【信託報酬等】

< 訂正前 >

< 前略 >

信託財産の純資産総額に年10,000分の78.75（消費税込）以内の率を乗じて得た額

	配 分
委託会社	年率 0.735%（税抜 0.70%）
受託会社	年率 0.0525%（税抜 0.05%）

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了日のとき信託財産中から支弁するものとします。

< 訂正後 >

< 前略 >

信託財産の純資産総額に年10,000分の78.75（消費税込）以内の率__を乗じて得た額

	配分（税抜）
委託会社	年率 0.70%
受託会社	年率 0.05%

消費税率が8%になった場合は、年0.81%となります。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了日のとき信託財産中から支弁するものとします。

（4）【その他の手数料等】

< 訂正前 >

< 前略 >

受益権の上場に係る費用

- ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加信託総額（毎年の12月末日現在の純資産総額を基準とし、新規上場日現在の純資産総額および新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、0.007875%（税抜0.0075%）およびTDnet利用料。

< 訂正後 >

< 前略 >

受益権の上場に係る費用

- ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加信託総額（毎年の12月末日現在の純資産総額を基準とし、新規上場日現在の純資産総額および新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%^{*}（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、0.007875%^{*}（税抜0.0075%）およびTDnet利用料。

* 消費税率が8%になった場合は、年0.0081%となります。

（5）【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

< 個人受益者の場合 >

< 前略 >

解約金の受取り時

解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、差益（譲渡益）に対して課税（下記の表を参照）されます。（申告分離課税の対象となり、確定申告が必要。）なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等に対して軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% (所得税 7% 復興特別所得税0.147% 地方税 3%)
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税 5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税 5%)

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

< 法人受益者の場合 >

< 後略 >

< 訂正後 >

< 個人受益者の場合 >

< 前略 >

解約金の受取り時

解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、差益（譲渡益）に対して課税（下記の表を参照）されます。（申告分離課税の対象となり、確定申告が必要。）なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等に対して軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% (所得税 7% 復興特別所得税0.147% 地方税 3%)
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税 15% 復興特別所得税0.315% 地方税 5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税 15% 地方税 5%)

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 法人受益者の場合 >

< 後略 >

5【運用状況】

原届出書を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しておりません。

<更新・訂正後>

以下は平成25年10月末日現在の運用状況であります。

(1)【投資状況】

種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	3,199,690,900	60.47
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		2,092,059,002	39.53
合計（純資産総額）		5,291,749,902	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	日本	5,301,790,000	100.19

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）株価指数先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国名	種類	数量 (額面金額 円)	簿価単価（円）	評価単価（円）	利率（％）	投資比率 (%)
	銘柄名		簿価金額（円）	評価金額（円）	償還日	
日本	国債証券	1,500,000,000	99.98	99.999	0	28.35
	第387回国庫短期証券		1,499,761,500	1,499,985,000	2013/11/11	
日本	国債証券	1,700,000,000	99.98	99.9827	0	32.12
	第406回国庫短期証券		1,699,685,500	1,699,705,900	2014/2/3	

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

種類	国名	資産名	売買	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	日本	TOPIX先物取引 2013年12月限	売建	442	5,232,911,454	5,301,790,000	100.19

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの 純資産総額（円）	
第1期	（平成25年4月3日）	分配付：	6,880,006,559	分配付：	7,730
		分配落：	6,880,006,559	分配落：	7,730
平成24年10月末日		2,941,782,497		10,895	
平成24年11月末日		2,989,283,444		10,308	
平成24年12月末日		3,350,850,734		9,308	
平成25年1月末日		7,315,300,899		8,506	
平成25年2月末日		7,030,062,179		8,174	
平成25年3月末日		6,727,373,508		7,559	
平成25年4月末日		4,675,436,961		6,679	
平成25年5月末日		10,808,777,518		6,798	
平成25年6月末日		9,568,888,235		6,692	
平成25年7月末日		8,085,810,614		6,682	
平成25年8月末日		8,201,144,403		6,778	
平成25年9月末日		7,239,528,617		6,188	
平成25年10月末日		5,291,749,902		6,153	

【分配の推移】

該当なし

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 （自 平成24年4月3日 至 平成25年4月3日）	22.7%
第2期中間 （自 平成25年4月4日 至 平成25年10月3日）	18.3%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	1,070,000	180,000	890,000
第2期中間	1,400,000	1,120,000	1,170,000

（注1）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（注2）上記数字はすべて本邦内における設定および解約の実績です。

（参考情報）運用実績（2013年10月31日現在）

<基準価額・純資産の推移>



基準価額	6.153
純資産総額	52.92

<分配の推移>

決算期	分配
2013年4月	0
設定来累計	0

※分配金は税引前、1口当たり

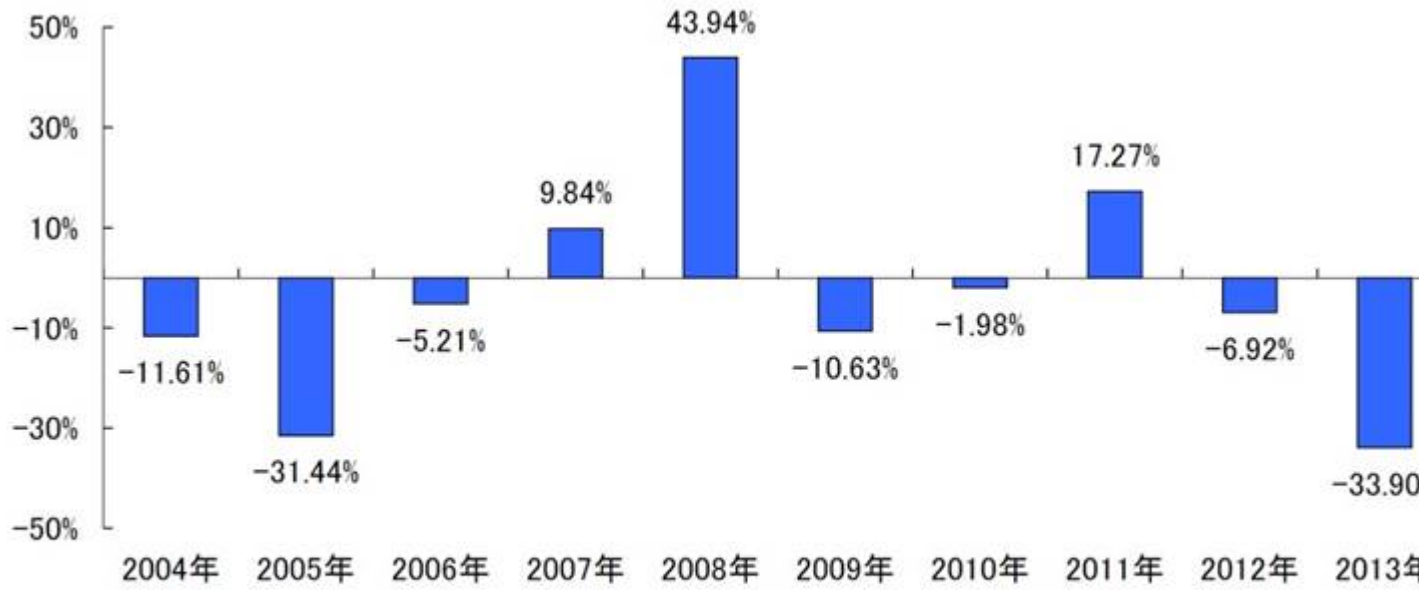
<主要な資産の状況>

組入資産	比率
公社債	60.5%
現金・その他	39.5%

※マザーファンドの組入比率です。

株価指数先物取引の状況		比
TOPIX先物 2013年12月限	売建	

<年間収益率の推移> (暦年ベース)



・2003年から2011年末までは対象インデックスの年間収益率を記載しております。

・2012年は設定日(4月4日)から12月末までの騰落率、2013年については、年初から10月末までの騰落率を表示。

・ファンドにベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

<追加>

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成25年4月4日から平成25年10月3日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けておりません。

【中間財務諸表】

TOPIXベア上場投信

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末
平成25年10月3日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,604,973,355
国債証券	4,499,841,000
派生商品評価勘定	67,692,530
未収利息	3,497
差入委託証拠金	246,731,000
流動資産合計	7,419,241,382
資産合計	7,419,241,382
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,410
未払受託者報酬	2,066,091
未払委託者報酬	28,925,209
その他未払費用	2,707,403
流動負債合計	33,703,113
負債合計	33,703,113
純資産の部	
元本等	
元本	11,700,000,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,314,461,731
(分配準備積立金)	-
元本等合計	7,385,538,269
純資産合計	7,385,538,269
負債純資産合計	7,419,241,382

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自 平成25年 4 月 4 日 至 平成25年10月 3 日
営業収益	
受取利息	802,270
有価証券売買等損益	2,020,410
派生商品取引等損益	1,320,962,267
営業収益合計	1,318,139,587
営業費用	
受託者報酬	2,066,091
委託者報酬	28,925,209
その他費用	2,707,403
営業費用合計	33,698,703
営業損失（ ）	1,351,838,290
経常損失（ ）	1,351,838,290
中間純損失（ ）	1,351,838,290
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,019,993,441
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,798,160,000
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,798,160,000
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,740,790,000
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,740,790,000
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,314,461,731

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株価指数先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 (平成25年4月3日現在)	当中間計算期間末 (平成25年10月3日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	<p>期首元本額 1,300,000,000円</p> <p>期中追加設定元本額 9,400,000,000円</p> <p>期中解約元本額 1,800,000,000円</p>	<p>期首元本額 8,900,000,000円</p> <p>期中追加設定元本額 14,000,000,000円</p> <p>期中解約元本額 11,200,000,000円</p>
2 計算期間末日における受益権の総数	890,000口	1,170,000口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産総額が元本総額を下回っており、その差額は2,019,993,441円です。	貸借対照表上の純資産総額が元本総額を下回っており、その差額は4,314,461,731円です。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 平成24年 4月4日 至 平成24年10月3日)	当中間計算期間 (自 平成25年 4月4日 至 平成25年10月3日)
1. その他費用の内訳 主に印刷費用、上場関連費用及び監査費用等であり ます。	1. その他費用の内訳 主に印刷費用、上場関連費用及び監査費用等であり ます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 (平成25年4月3日現在)	当中間計算期間末 (平成25年10月3日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「中間注記表（デリバティブ取引等に関係に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株価指数先物取引

（単位：円）

区分	種類	第1期（平成25年4月3日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 売建	7,793,878,333	0	7,976,245,000	182,366,667
	合計	7,793,878,333	0	7,976,245,000	182,366,667

株価指数先物取引

（単位：円）

区分	種類	当中間計算期間末（平成25年10月3日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 売建	7,454,438,120	0	7,386,750,000	67,688,120
合計		7,454,438,120	0	7,386,750,000	67,688,120

（注）1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報に関する注記）

第1期 （平成25年4月3日現在）	当中間計算期間末 （平成25年10月3日現在）
1口当たりの純資産額 7,730円	1口当たりの純資産額 6,312円

2【ファンドの現況】

原届出書を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

平成25年10月31日現在

資産総額	5,364,662,319円
負債総額	72,912,417円
純資産総額（ - ）	5,291,749,902円
発行口数	860,000口
1口当たりの純資産額（ / ）	6,153円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

資本金の額等（平成25年10月末日現在）

資本金の額 370百万円

発行する株式の総数 12,000株

発行済株式総数 7,400株

過去5年間における主な資本の額の増減 : 該当事項はありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行なっています。

平成25年10月末日現在、委託会社が運用を行なっている証券投資信託の総ファンド数は60本であり、当該ファンドの純資産総額の合計は240,725百万円です。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	40	197,441百万円
単位型株式投資信託	12	39,408百万円
単位型公社債投資信託	8	3,876百万円
合計	60	240,725百万円

第2【その他の関係法人の概況】

原届出書を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 : 342,037百万円（平成25年9月末現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託受託会社

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 : 51,000百万円（平成25年9月末現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 : 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
シティグループ証券株式会社	96,307百万円 1	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円 2	
みずほ証券株式会社	125,167百万円 3	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
イービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	3,000百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
B N P パリバ証券株式会社	102,025百万円	
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	62,149百万円 1	
ソシエテジェネラル証券会社 東京支店	31,703百万円 4	

1 平成25年3月末現在

2 平成25年9月24日現在

3 平成25年3月末現在

4 平成24年7月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理を行いません。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱い、交換に関する業務、買取に関する業務、信託終了時の交換などに関する業務等を行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年10月30日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているTOPIXベア上場投信の平成25年4月4日から平成25年10月3日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、TOPIXベア上場投信の平成25年10月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年4月4日から平成25年10月3日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。